

令和3年度 安全衛生推進者養成講習のご案内

(一社) 新潟県労働基準協会連合会

事業場の安全衛生を確保するため労働安全衛生法第12条の2により、労働者10人以上50人未満の一定の業種〔末尾(注)欄参照〕の事業場は、資格を有する安全衛生推進者を選任し、その者に安全衛生業務を担当させなければなりません。

このため、当連合会が新潟労働局の登録教習機関として、安全衛生推進者養成講習を実施し、有資格者の充足を図っています。

つきましては、この講習会を下記により実施しますのでご案内いたします。

1 開催日時及び開催場所

| 開催日 | 時間 | 開催場所 | 定員 |
|------------------|--------------------------|----------------------------------|-----|
| 6月28日(月)～29日(火) | 9:00～16:20 9:00～14:10 | 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560-3 安全衛生教育センター | 80名 |
| 7月29日(木)～30日(金) | 9:00～16:20 9:00～14:10 | 柏崎市大字劔字下境井908 上・中越教育センター | 80名 |
| 9月1日(水)～2日(木) | 9:00～16:20 9:00～14:10 | 上越市高土町3-1-15 上越人材ハイスクール | 80名 |
| 10月7日(木)～8日(金) | 9:00～16:20 9:00～14:10 | 三条市須頃1-17 燕三条地場産業振興センター | 80名 |
| 11月24日(水)～25日(木) | 9:00～16:20 9:00～14:10 | 新潟市中央区鐘木185-18 新潟テルサ | 80名 |

※ 定員になり次第締め切らせていただきます。

2 講習内容

| | 科目 | 時間 | 一部免除者 | | |
|----------------------------------|-----------------|-------------|---------|---------------|---------------|
| 第一日目 | I 安全衛生関係法令 | 9:00～11:00 | B①の方は免除 | | |
| | II 安全管理 | 11:10～12:00 | | B②の方は免除 | |
| | | (休憩) | | | (12:00～13:00) |
| | | 安全管理 | | | 13:00～14:10 |
| III 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 | 14:20～16:20 | | | | |
| 第二日目 | IV 作業環境管理及び作業管理 | 9:00～11:00 | B②の方は免除 | | |
| | | 健康の保持増進対策 | | 11:10～12:10 | |
| | | (休憩) | | (12:10～13:10) | |
| | V 安全衛生教育 | 13:10～14:10 | B①の方は免除 | | |

※ 安全管理者の資格のある者(B①)は、II、III及びVの科目が免除されますので、第1日目の9:00から11:00及び第2日目の9:00から12:10のみの受講となります。

※ 衛生管理者の資格のある者(B②)は、III、IV及びVの科目が免除されますので、第1日目の9:00から14:10のみの受講となります。

3 受講料（消費税込）

- (1) 全科目受講者 A 19,140円（テキスト代 2,640円を含む）
(2) 一部免除者 B①、B② 11,440円（テキスト代 2,640円を含む）

4 受講料振込先

第四北越銀行 県庁支店 普通預金 1242612

シヤ、ニイガタケンロウドウキジュンキョウカイレングウカイ

口座名義 （一社）新潟県労働基準協会連合会

※ 納付された受講料につきましては、原則として返却いたしません。

※ 振込手数料は受講者負担とさせていただきます。

5 受講申込み先

| 開催日 | 申込先 | TEL | FAX |
|------------------|---|--------------|--------------|
| 6月28日 6月29日 | （一社）新潟県労働基準協会連合会 新潟支部 〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館 4F | 025-250-7572 | 025-250-7584 |
| 7月29日 7月30日 | （一社）新潟県労働基準協会連合会 長岡支部 〒940-0085 長岡市草生津1-2-28 ドルミー・リバーサイド 1F-101 | 0258-35-3679 | 0258-35-9711 |
| 9月 1日 9月 2日 | （一社）新潟県労働基準協会連合会 高田支部 〒943-0803 上越市春日野1-5-10 2F | 025-523-9595 | 025-522-9599 |
| 10月7日 10月8日 | （一社）新潟県労働基準協会連合会 三条支部 〒955-0055 三条市塚野目2-5-10 | 0256-32-5130 | 0256-33-5110 |
| 11月24日 11月25日 | （一社）新潟県労働基準協会連合会 新潟支部 〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館 4F | 025-250-7572 | 025-250-7584 |

別紙「安全衛生推進者養成講習受講申込書」に必要事項を記入の上、自動車運転免許証の写し、受講料の振込書の写し及び一部免除該当者は資格証の写しを添付して、FAXでお申込み下さい。

なお、受講票は後日FAXにて送付いたします。

6 修了証

本研修を修了した方には、修了証を交付します。

7 問合せ等

この講習についての問合せは、上記申込先の各支部へお尋ねください。

（注）

労働安全衛生法第12条の2による一定の業種とは、

林業、鉱業、建設業、運送業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、通信業、熱供給業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、清掃業、燃料小売業、家具・建具・じゅう器小売業、自動車整備業、機械修理業、旅館業及びゴルフ場業

なお、上記業種以外の非工業的業種については、衛生推進者を選任することとなります。

安全衛生推進者養成講習受講申込書

| 受講希望日 | | 受講希望会場 | | 受講番号 | | |
|------------------------|-----------------|--------|------|----------|----------|-------|
| 月 日～ 日 | | | | ※記入不要です。 | | |
| 受講者 | フリガナ | | | 生年月日 | 昭和 平成 | 年 月 日 |
| | 氏名 | | | | | |
| | 現住所 | (〒 -) | | TEL | - | - |
| | | | | FAX | - | - |
| 国籍 | ※日本国籍の方は記入不要です。 | | 携帯番号 | - | - | |
| 勤務先 | 事業所名 | | | 担当者名 | | |
| | 所在地 | (〒 -) | | TEL | - | - |
| | | | | FAX | - | - |
| 一般社団法人 新潟県労働基準協会連合会長 殿 | | | 申請日 | 年 月 日 | | |

全科目受講者 A 受講料 19,140円 (受講料 16,500円、テキスト代 2,640円 全て消費税を含む)

免除B①・B②受講者 受講料 11,440円 (受講料 8,800円、テキスト代 2,640円 全て消費税を含む)

| 該当する受講区分に○印を記入し、免除者は修了証の写し添付 | | |
|------------------------------|--|---|
| 受講区分 | 免除を受けることができる者 | 免除科目 |
| A | 下記の資格の無い方 | |
| B① | 安全管理者の資格がある者 (平成18年10月1日以降の安全管理者選任時研修修了者) | ・安全管理 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・安全衛生教育 |
| B② | 衛生管理者の資格がある者 | ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・作業環境管理及び作業管理 ・健康の保持増進対策 ・安全衛生教育 |

注意事項

- ・ 受講申込書の各項目は、必ず黒ボールペンで記入して下さい。
- ・ 本人確認書類として自動車運転免許証等(写し)を添付して下さい。
- ・ 外国人の方は、在留カード(写し)又はパスポート(写し)を添付して下さい。
- ・ 一部免除該当者は証明する修了証の写しを添付して下さい。
- ・ 受講料の振込書の写しを添付して下さい。
- ・ 納付された受講料は、原則としてお返しいたしません。
- ・ 個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、講習の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。